

仙台市ウェットラボ整備事業補助金交付要綱

(令和7年12月26日経済局長決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市発スタートアップ企業の市外への流出防止や域外の研究開発型企業の本市への更なる誘致を図るため、市内の既存建築物をリノベーションすることでウェットラボを整備し、当該施設を運営する事業者に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、仙台市補助金等交付規則（昭和55年仙台市規則第30号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 補助事業者 第10条の規定により補助金の交付の決定の通知を受けた者をいう。
- (2) 補助事業 第10条の規定により補助金の交付の決定の通知を受けた事業をいう。
- (3) スタートアップ企業 革新的なビジネスモデルの構築等により急成長を目指す企業をいう。
- (4) リノベーション 既存建築物に対し、機能・価値を向上させるために包括的な改修を行うことをいう。
- (5) ウェットラボ 装置や薬品を用いて物理・化学等の実験を行うための研究施設をいう。

(補助金の交付対象者)

第3条 この補助金の交付を受けることができる者は、単一事業者または複数の事業者で構成されたグループで、次の要件を満たすものとする。

- (1) 国内に事業所（支社等含む）を置く法人組織（法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものを含む。大学、高等専門学校、国立試験研究機関、公立試験研究機関、独立行政法人および公益法人を除く。）であること。
- (2) 法人の役員に破産者で復権を得ていない者、法律行為を行う能力を有しない者、又は禁固以上の刑に処されている者がいないこと。
- (3) 法人の市民税および事業所税に係る市長に対する申告（当該申告の義務を有する者に限る）を行い、かつ、本市の市税を滞納していないこと。
- (4) 仙台市入札契約暴力団等排除要綱（平成20年10月31日市長決裁）別表に掲げている措置要件に該当していないこと。
- (5) 施設周辺の良い環境を維持・増進するため、事業実施に必要な手続きや遵守すべき基準等については、事業者自らの責任において、所管する各関係機関に確認し、公害の防止に努めるものであること。
- (6) 本事業の遂行のみを目的として特別目的会社（以下、「SPC」という。）を設立し、当該SPCが本事業を遂行する場合、当該SPCに参画する応募事業者は次に掲げる

要件のいずれかを満たすこと。なお、事業スキームについては、事前に本市に明確に示し、別途協議をすること。

① S P C への出資者となること。

② S P C が資産の管理および処分に係る業務の委託をする際の業務の受託者又はその予定者となること。

(市税の滞納がないことの確認等)

第4条 前条第3号に規定する要件は、市長が補助金の交付の申請をしようとする者の同意に基づいて市税の納税状況を調査することにより確認するものとする。ただし、申請者が、市税の滞納がないことの証明書（申請日前30日以内に交付を受けたものに限る。）を提出した場合はこの限りではない。

(市税の取扱い)

第5条 第3条第3号に規定する市税とは、個人の市民税（当該法人が仙台市市税条例第22条各項の規定に基づき、特別徴収義務者に指定されている場合に限る。）、法人の市民税、固定資産税、軽自動車税、特別土地保有税、事業所税及び都市計画税とする。

(補助対象事業)

第6条 この補助金の交付対象となる事業は、市内の既存建築物をリノベーションにより改修し、他企業等に賃借する用途としてのウェットラボ機能を有する施設を整備する事業（以下「補助対象事業」という。）とする。

(補助対象経費)

第7条 補助対象となる経費は、補助対象事業に係る費用のうち、別表第1に該当する費用の総額とする。

(補助金の額)

第8条 補助金の額は前条により算出した金額とする。ただし、本事業において他の補助金、寄付金等を受ける場合は、当該金額を補助対象経費から控除する。

2 前条の補助額の算出に際しての補助対象となる経費は、消費税、地方消費税及び県その他団体から交付される補助金に相当する額を控除した額とする。

3 前条の規定により算出した金額の1/2または市長が別に定める金額のうち、いずれか低い額を補助上限額とする。

(交付の申請)

第9条 規則第3条第1項の規定による交付の申請は、「仙台市ウェットラボ整備事業補助金交付申請書（様式第1号）」および市長が別に定める添付書類を、市長が別に定める期

限までに提出して行うものとする。

(交付の決定等)

第10条 規則第6条の規定による決定の通知は、申請が到達してから14日以内に「仙台市ウェットラボ整備事業補助金交付決定通知書（様式第2号）」により行うものとする。

(交付の条件)

第11条 規則第5条第1項第1号に規定する市長の定める軽微な変更は、次のとおりとする。

- (1) 補助対象経費の配分の変更で、費目相互間の流用、かつ、その額が当該流用に係る費目のうち少ない費目の額の2割以内であるもの。
- (2) 補助対象事業の内容の変更（当初事業目的を変更しない範囲のものに限る。）で、補助金の額に変更を生じないもの。

2 規則第5条第1項第1号の規定による補助事業等の内容の変更の申請および同項第2号の規定による補助事業等の中止又は廃止の申請は、「仙台市ウェットラボ整備事業補助金事業（変更・中止・廃止）承認申請書（様式第3号）」により行うものとする。

3 前項の申請に対する承認は、「仙台市ウェットラボ整備事業補助金事業（変更・中止・廃止）承認通知書（様式第4号）」により行うものとする。この場合、市長は、交付の決定を取り消し、又は変更することができる。

4 前項の規定による取消し又は変更を行ったときは、理由を付して書面により通知するものとする。

5 規則第5条第1項に定める条件のほか規則第5条第2項の規定による交付の条件は、「仙台市ウェットラボ整備事業補助金交付決定通知書（様式第2号）」により定めるものとする。

(申請の取下げ)

第12条 規則第7条第1項の規定による申請の取下げは、市長が指定する日までに「仙台市ウェットラボ整備事業補助金交付申請取下書（様式第5号）」により行うものとする。

(状況報告)

第13条 規則第9条の2の規定による補助事業の遂行状況の報告は、次のとおりとする。

- (1) 市長は、補助事業者に対し、必要に応じ補助事業の遂行の状況に関し、報告を求めることができる。
- (2) 報告等を受けた場合において、補助事業が補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、市長は、補助事業者に対して、これらに従って補助事業を遂行すべきことを指示する。
- (3) 市長は、補助事業者が前項の指示に違反したときは、その者に対し、補助事業の遂

行の一時停止を指示する。(指示を行ったときは、理由を付して書面により通知する。)

(実績報告)

第14条 規則第12条第1項の規定による実績報告は、「仙台市ウェットラボ整備事業実績報告書(様式第6号)」(以降、「実績報告書」という。)および市長が別に定める添付書類を、市長が別に定める期限までに提出して行うものとする。

(補助金の額の確定等)

第15条 市長は、前条の規定による実績報告を受けた場合において、当該報告に係る書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行った上で、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定するものとし、規則第13条の規定による通知は、「仙台市ウェットラボ整備事業補助金確定通知書(様式第7号)」により行うものとする。

(是正のための措置)

第16条 市長は、第14条の規定による実績報告を受けた場合において、当該補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、これに適合させるための措置をとるべきことを当該補助事業者に指示するものとし、理由を付して書面により通知するものとする。

(補助金の交付)

第17条 市長は、第14条の規定による補助金の額の確定を行った後に補助金を交付するものとする。

2 補助事業者は、第14条に規定する補助金の額の確定の通知を受けた場合、「仙台市ウェットラボ整備事業補助金交付請求書(様式第8号)」を市長が別に定める日までに市に提出するものとする。

(決定の取消し)

第18条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すものとする。

- (1) 虚偽その他不正の手段により補助金の交付の決定又は交付を受けたとき
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき
- (3) 補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件その他規則又はこの要綱に基づき市長が行った指示に違反したとき
- (4) 法令に違反したとき

2 前項の取消しを行ったときは、理由を付して書面により通知するものとする。

(補助金の返還)

第19条 市長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その全部又は一部の返還を請求するものとする。

2 市長は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分の返還を請求するものとする。

(財産の処分の制限等)

第20条 補助事業者は、補助事業により取得し又は効用の増加した財産について市長の承認を受けずに補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け、担保に供し、廃棄し、又は取り壊してはならず、善良なる管理者の注意をもって管理しなければならない。

2 補助事業者は、規則第20条第1項の承認を受けようとするときは、「仙台市ウェットラボ整備事業補助金財産処分承認申請書(様式第9号)」を市長に提出するものとする。

3 規則第20条第1項および第2項の承認については、文部科学省一般会計補助金等に係る財産処分承認基準について(平成20年6月16日20文科会第189号)の基準を準用する。

4 規則第20条第1項ただし書きの市長が特に必要と認める場合は、補助事業者等が補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産のうち処分を制限する財産及び補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間を定める件(平成14年文部科学省告示第53号)別表に定める処分制限期間を経過した場合、もしくは、その他市長が特に定める場合とする。

(立入検査等)

第21条 市長は、必要があると認めるときは、補助事業者から報告若しくは資料の提出を求め、又は本市職員にその事務所、事業所等に立ち入らせ、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させるものとする。

2 市長は、前項の結果、必要があると認めるときは、補助事業者に対し改善その他必要な措置を講ずるよう指導することができる。

(書類の整備等)

第22条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿等の証拠書類を整備し、かつ補助金の交付を受けた年度の翌年度から7年間保存しておかなければならない。

(委任)

第23条 この要綱の実施に関し必要な事項は、経済局長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年12月26日から実施する。

附 則 (令和8年5月14日改正)

この改正は、令和8年5月15日から実施する。

別表第1 (第7条関係)

補助対象経費	区分及び内容
(1) ウェットラボとして使用する区画の整備	① リノベーション工事費 ※ 建築工事、電気工事、機械設備工事 (ウェットラボの運営のために必要となる設備(緊急シャワー、廃液の貯蔵タンク、セキュリティ確保等)に係る費用も含む) ※ 間接工事費(共通仮設費、現場管理費)、諸経費等も含む ② 設計費 ③ 当該区画の整備・運営にあたり必要な検査費 ※ 費用の切分が困難な場合は、原則として当該工事対象の施工床面積比により按分する。その他合理的な算定方法により按分した場合は、その根拠資料を提出すること。
(2) (1)に付随するものとして以下の機能の整備 ・会議スペース ・コワーキングスペース ・イベントスペース ・コミュニケーションラウンジ ※ (2)及び(3)の合計額は、(1)の合計額の1/2以下とする	① リノベーション工事費 ※ 建築工事、電気工事、機械設備工事 ※ 間接工事費(共通仮設費、現場管理費)、諸経費等も含む ② 設計費 ③ 当該区画の整備・運営にあたり必要な検査費 ※ 費用の切分が困難な場合は、原則として当該工事対象の施工床面積比により按分する。その他合理的な算定方法により按分した場合は、その根拠資料を提出すること。
(3) 専門家への助言依頼 ※ (2)及び(3)の合計額は、(1)の合計額の1/2以下とする	① ウェットラボに特有の諸条件の検討・手続き等に関し、専門的知見を有する事業者から助言を受けるための費用 ※ ウェットラボの整備・運営において、法令遵守・安全確保等に直接関連したものに限る